

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出に関する Q & A

（平成 30 年 11 月 12 日 変更）

平成 30 年 11 月 7 日付けで「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol.7)」が発出されましたので、内容を一部変更いたします。

Q1 FAX での届出はできますか。

A1 個人情報保護の観点から、FAX での届出はご遠慮ください。

Q2 身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合も回数に含まれるのですか。

A2 回数に含まれません。

Q3 月により第 4 週の場合と第 5 週の場合があり、月毎に訪問回数は異なるが、訪問回数はどのように計算するのですか。

A3 ~~居宅サービス計画の短期目標の期間内で、生活援助中心型の訪問回数が最大となる月で判断してください。~~

【平成 30 年 11 月 12 日変更】

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol.7)(平成 30 年 11 月 7 日)問 2 のとおり取扱います。

Q4 訪問回数が基準回数以上の居宅サービス計画について、計画の変更によりさらに訪問回数が増えた場合は、再度届出が必要ですか。

A4 変更前の計画が基準回数以上であり、かつ当該計画を市に届出済みのもので、計画の変更によりさらに訪問回数が増えた場合は改めて届出する必要はありません。

(例)要介護 3 の方が 44 回から 50 回に変更した場合 かつ 44 回で計画した(変更前の)ケアプランを市に届出済みの場合 届出の必要はありません。

Q5 平成 30 年 9 月以前から基準回数以上の居宅サービス計画を立てていたものを継続する場合、届出は必要ですか。

A5 平成 30 年 9 月以前に作成した居宅サービス計画の短期目標の期間が 10 月以降も継続する場合は、直ちに届出を行う必要はありません。要介護認定更新時、要介護状態区分変更申請時若しくは居宅サービス計画変更時に届出してください。

【参考】

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol.7)(平成 30 年 11 月 7 日)問 1

Q6 居宅介護支援事業所を変更した場合、届出が必要ですか。

A6 居宅サービス計画の新規作成に該当するため、届出が必要です。

Q7 居宅サービス計画の軽微な変更を行う場合は届出が必要ですか。

A7 届出の必要はありません。新規作成時、要介護認定更新時、要介護状態区分変更申請時、訪問介護サービス内容変更時に届出してください。

Q8 認定審査が遅れている場合はどのようにしたらよいですか。

A8 認定結果が確定してから届出して下さい。

Q9 居宅サービス計画(第2表)が複数ページにわたる場合は、訪問介護(生活援助中心型)について記載のあるページだけでよいのですか。

A9 ケアプラン全体を検証しますので、全て提出して下さい。

Q10 平成30年3月23日付けの国のQ&A問134では、居宅サービス計画のみ提出することとされていますが、訪問介護計画書の提出は必要ですか。

A10 訪問介護サービスの具体的な内容を示す資料として提出してください。

Q11 アセスメントについては、「沖縄県版共通アセスメント様式」を使用しなければいけませんか。

A11 本市では、「沖縄県版共通アセスメント様式」の使用を推奨しており、当該様式で届出することが望ましいですが、強制するものではありません。